

令和4年度第3回久喜市介護保険運営協議会会議録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○司会 それでは時間になりましたので、会議を開催させていただきたいと存じます。皆様こんにちは。本日は公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。只今から、令和4年度第3回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます介護保険課長の矢作と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日も新型コロナウイルスの感染防止策を講じながら会議を開催してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず始めに、会長からごあいさつを頂きたいと思ひます。秋本会長お願ひいたします。

○会長 <<会長あいさつ>>

○司会 ありがとうございます。それでは会議に入ります前に出席委員についてご報告申し上げます。市川委員様からは事前に欠席の連絡を頂いております。本日現時点での出席委員は18人でございます。定数20人の過半数に達しておりますことから、本協議会は久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。また、久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務の委託先であります株式会社ぎょうせいの職員も参加しておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず事前に郵送させていただきました資料としまして、次第、資料の概要について、議事（1）地域密着型サービス事業所の指定更新について、議事（2）の資料に市外地域密着型サービス事業所の新規指定について、議事（3）の資料として、3-1アンケートについての質問内容と回答でございます。3-2各調査票の修正箇所、3-3高齢者実態調査、3-4要介護認定者調査、3-5介護保険施設等入所者調査、3-6介護サービス事業所調査、3-7ケアマネジャー調査、そして資料4業務委託契約事業所一覧の12点ということでございます。

また、当日配付させていただきました資料としまして、机の上でございますが議事3の（3）追加資料、高齢者実態調査の概要。それから、4その他資料、国の動きについて。そして当日差替資料4、契約事業所一覧。そしてピンク色の冊子でございますが、介護保険サービスガイドの4点でございます。

不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び会議録の作成等について、ご説明させていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能でございます。また、会議録を作成し、公開することとなっておりますことから、本会議におきましても発言者の

氏名を含め、全文記録方式で会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解いただきたいと存じます。これに伴い、発言者の皆様には、マイクを使用しての発言にご協力をお願いしたいと存じます。

それではこれより、本日の議事に移らせていただきます。ここからは、久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり、議事を進めていただきたいと存じます。秋本会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは早速議事に入りたいと思います。本日の議事は、承認が必要な案件が4件でございます。まず本日の会議の議事録署名委員を私の方から指名させていただきます。前回に引き続きまして名簿の順でございますが、まず小林委員さん、それから増田委員さんをお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

〈小林委員、増田委員了承〉

はい、ありがとうございます。

それでは早速本日の議題に移りたいと思います。まず、議事（1）地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局の方から説明をお願いします。

○佐藤係長 議事（1）地域密着型サービス事業所の指定更新についてご説明をいたします。

〈資料1に基づき説明〉

○議長 只今の説明につきまして、ご質問はございますでしょうか。はいどうぞ、茨木委員さん。

○茨木委員 今ご説明をしていただいた、確認状況のところの「勤務表にて確認」ということなのですが、この勤務表というのは1年間分の勤務表を確認したということですか。それともある期間だけ確認したのか、それをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長 事務局、お願いいたします。

○佐藤係長 こちらにつきましては、直近1カ月分のものを確認してございます。

○議長 直近1カ月ですね。よろしいですか、それで。

○茨木委員 1カ月ですと、その平均値を出す時に、その1カ月では見えない、出勤をされていなかったという方も当然出てきそうな感じはするのですが、それも構わないと理解していいのですか。

○議長 はい、事務局お願いします。

○佐藤係長 基本的に直近1カ月分で、久喜市といたしましては確認することにしております。以上です。

○茨木委員 確認状況の規定というか、それは市の方ではないわけですね。監査はあくまでも1カ月ということで見えていくと。ですから、先ほどご報告のあったすべての確認は1カ月のもの、直近1カ月のものと、それ以外は見ない、見えないということですよ。

○議長 事務局、お願いします。

○佐藤係長 提出をお願いしているものにつきましては、直近1カ月のものがございます。

○議長 茨木委員、まだありますか。

○茨木委員 はい。私は個人的には信頼度が薄いような気がします。監査では1か月とって、そこで現れてきていない職員の方も当然いらっしゃるわけですから、非常勤と常勤を含めてですね。できたらその確認というか根拠になるものは、1か月だけではなく、もう少し幅広く見て確認をされた方が、より信頼性の高い数値になってくると思います。以上です。

○議長 その期間については何か指針があるのですか。1カ月の間で調べなさいとか、2カ月でやりなさいとか、半年を調べなさいとか、1年とか何かそういう国からの指針など特にないのでしょうか。市が独自に定めている基準で従来からずっとやってきて、過去も問題がなかったから今回も1か月ということなのでしょう。この期間については、取り方か何かありましたら、後で考えていただいて、議事を先に進めます。それでよろしいですか。

その期間についての考え方を最後の方で発言していただければと思います。そういう進め方でよろしいですか。では、そういう形で期間の考え方を整理しておいてください。最後の方にまたお伺いしたいと思います。

先に進めます。他に、これについてのご質問ございますでしょうか。ございませんね。

議事の(1)は本協議会の承認を頂きたい事項ということでございます。今の1点の確認はございますけれども、これを含んだ上で、この地域密着型通所介護あおぞらデイサービス久喜の事業所指定更新について本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

《委員了承》

はい、それでは承認といたします。議事(1)は以上となります。

続きまして議事(2)の市外地域密着型サービス事業所の新規指定についてに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○佐藤係長 議事(2)市外地域密着型サービス事業所の新規指定についてご説明いたします。《資料2に基づき説明》

○議長 はい、ありがとうございました。只今の説明につきましてご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○茨木委員 先ほどの指定の更新の件もそうなのですが、確認する手だては、勤務表が唯一で、それ以外では確認できないのでしょうか。逆に言えば、事業者の方を信頼していると思うのですが、勤務表に改ざんというのはないのですかね。常識では考えられないのですけれど、一度疑ってみるというのも大事なかなと思いました。確認する方法として勤務表以外に何か思い付くものがあれば、今後検討していただけたら、より真実性が増すかと思えます。

それから先ほどの件もそうですが、この資料には法令基準の一覧表がなく、それに基づいてこのように確認していますというように報告は受けているのですけれど、元になる法令基準一覧表というのがもしあるようでしたら、後ほど一覧表をお示ししていただきたい。このような法令基準に従って確認を私どもはしていますという、一連の流れがきちんとしてくると思うので、そういうと

ころも配慮していただけるとありがたいと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。2点ありましたが、最初の1点目はご提案という形でよろしいですか。

○茨木委員 そうですね。

○議長 2点目は回答を求めますか。

○茨木委員 今後の方向性として検討していただければありがたいです。この場でどうとは思いません。

○議長 はい。今、茨木さんから2点ありましたが、将来性も含めて、2点については、考えをまとめておいていただければと思います。今日の会議の最後の方で事務局からご発言を頂きたいと思います。

他にございますか。それではよろしいでしょうか。

只今、市外地域密着型サービス事業所の新規指定について説明がございましたが、デイサービスセンターさくら苑を承認するということがよろしいでしょうか。

《委員了承》

はい、ありがとうございます。それでは承認といたします。議事(2)は以上となります。

続きまして次の議事に移りたいと思います。議事(3)高齢者実態調査アンケート案について事務局から説明をお願いします。

○門井主幹 議事(3)高齢者実態調査アンケート(案)についてご説明いたします。《資料3に基づき説明》

○議長 はい、ありがとうございます。資料がたくさんあるのですが、まず2つに分けて最初資料3-1です。前回の続きでいろいろな疑問点について事務局がペーパーを作って答えてくれました。これについての質問は、改めてどうでしょうか。はい、高田委員さん。

○高田委員 私の質問に対してご回答いただきありがとうございます。日常生活圏域をもとに分けると5つの圏域がありますと、従って、この計算でいくと5圏域で年齢階級が3区分、それで7,900、約8,000になるというようにおっしゃっています。5つの圏域で、日常圏域ごとに地域の抱える課題の特定と言っているのですけれど、そんなに大きな差異があるのでしょうか。

介護保険事業計画策定の前提として、ここに書いてあるように、ご意見や要望を伺い計画策定の基礎資料とするため実施するものですとあるので、この第8期計画の実態調査を見ました。この中で5圏域に分けているのですけれど、質問項目としては4項目なのです。

例えばどこに住んでいますかと、家族構成ですとか、外出は控えていますか、移動手段は何ですかと大きく分けると質問項目4項目です。全体で多分70項目ぐらいの質問等はあるのですけれど。

この中でちょっと差異があったというのは、鷺宮地区で住まいはどのような形ですか、一戸建てですか集合住宅ですかというので、鷺宮地区は集合住宅が若干多いと。もう1つは移動手段は何ですかというもので、菖蒲地区は車の移動

が多いと、他に比べて。特性はこれぐらいしかなかったのです。

率直に申し上げて、こういう項目のためにあえて5倍にする必要があるのか、5,000人にする必要があるのかと、各圏域250人で十分質問に対する精度が出てくるのではないかというのが、私の基本的な質問です。要はそれに見合うだけの精度を求める必要もないし、そこまで区分するような大きなものがあるのでしょうか。逆の言い方をすれば、その意見を各圏域ごとに集約して、事業計画の中でどのように反映されたのか、どのように意見集約したのかということをお聞きしたいのですが。

○議長 以上でよろしいですか、質問は。

○高田委員 はい。

○議長 そもそも5つに圏域を分ける必要があるのかということです。

○高田委員 すみません。5つに圏域を分けるのは別に構わないと思っているのですよ。それは構わないのですけれど、分けたことによって精度が変わってくるのかどうかという違いだけです。アンケートの中身が変わるのですかということです。私からすれば久喜東の人間はこうなのかというのが分かればいいのです。ただそれが5,000人必要なのか、各圏域ごとに1,000人といっているのですけれど、250人でも適当ではないのか。それでも十分、分かるのではないかということをおっしゃっているのです。

例えば「移動手段が何なのか」というのは、菖蒲地区250人でもそれなりの精度確度の部分が出てくるのではないですか、ということをお聞いているのですけれど。追加するのであれば、それをどういうふうに使われたのか、どういうふうに使ったのかということをお聞きしたいのです。

○議長 その圏域の意味を含めて、それでは事務局お願いします。

○高田委員 どうしても1,000人ずつ圏域から必要があるということをおっしゃっていただければいいと思うのです。単純計算で5倍にされていますけれど、そんな必要はあるのですかと、調査の中で個別にすることは可能ですけれど、それを単純に5倍にして、各圏域ごとにその特異性があるのかと。

○門井主幹 今頂きましたご質問ですけれども、まず各圏域1,000人ということにつきましては国の手引きに従いまして、5圏域で年齢区分を3区分としても、7,000件という件数になってしまいますので、その後の調査分析等の予算的なものもありまして、切りのいい数字ということで各圏域1,000件というようにしているところがございます。

おっしゃいましたとおり、例えば各圏域250ずつでいいかというのは、私も統計学はあまり詳しくないので、頂きましたご意見を見て、ホームページ等で見ってみましたけれども、この調査結果が信頼できる数値が得られるかどうかというところで、単純集計であれば少ない件数で調査でということだと思っておりますけれども、先ほどおっしゃられた菖蒲地区で、例えば何人いたと言った時に、単純集計であればそれだけの結果なのですけれども、今回、前回の報告書にもありますがクロス集計ということで、例えばどこの地区の中でこのように回答した方が何人いたとか、この地区はこういう回答した人が多かったとかと

ということで、1つの設問の分析ではなくて、設問と設問をクロス集計して分析の方を今後進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きということにもなりますが今回も 5,000 件ということでやらせていただきたいと思っております。

○高田委員 第8期でもクロス集計されていますよね。

○門井主幹 はい。

○高田委員 第8期とで違った形になるということですか。

○門井主幹 いえ、そうではなくて前回同様ということにはなるのですけれども。

○高田委員 私は先ほど申し上げたように、第8期のクロス集計によって出た結果特異性があるところというのは2点、先ほど申し上げたとおりなのです。それが事業計画の中でどういうふうに反映されるか、もしくは検討されているのか。そこまでの精度を必要とするものなのか。要するに1,000人必要なのかということなのです。250人でも十分、同じ精度のあるデータが得られるのではないかとこのことを言っているのです。国云々の問題ではないと思うのです。

私は年齢制限というのは3区分というのは理解します。ところが、5圏域ということについてそんな大きな差異があるのかと、なおかつ、その実態を把握した上で詳細な検討を、もしくは事業計画の中に含まれているのか。どうもそのように見えないのです、第8期を見る限り。何でこのようなことをしつこく申し上げているかということ、5,000人というのはものすごい数なのです。久喜市は32,000人ですか。32,000人弱ですかね。65歳以上で要介護1~5の認定を受けていない方。だから7人に1人は、この中にいる私たちの中にも2人ぐらいも含むのです。そんな大掛かりなことをあえてコストと労力をかけてやる必要があるのかということをおっしゃっているのです。

介護保険の予算規模として130数億持っている中、こんな微々たるもののようなお考えなのかもしれませんけれど、郵送料もばかになりませんし、これを郵送するために、もしくはサンプルでこういう人たちを抽出していこうということも含めて、最終的に出てきたものを評価するというものも含めて、膨大な作業がかかるはずなのです。郵便料だけでも往復で見ると100万円ぐらいかかるというように私は理解しているのです。100万円というのは予算規模からすれば小さいと言えれば小さいかもしれませんが。

これに関わる作業というのは、市役所の介護保険課の皆さんもそうですけれど、外部の方も含めて膨大な労力を使うわけですが、コストも含めて。そこまでやってもそんな大きな違いがあるのか、精度的に問題があるのかということをお聞いているのです。もしそうであれば、前回もやったから同じようにさせていただきますということではなくて、ちゃんと説得力のある説明をしていただいて、いかにして増えてくる介護保険料ですとか、あと実際のコストを削減できるのかという方向で、少しでもいいですから検討していただきたいのです。

過去の事例にとらわれるとそうなるのです。要はこれが何に使われて、どういう効果があるのかということだと思っております。それからすると、あえて5,000人の人間を出してきて、大きな労力、社外の人間も使ってコストをかけてやる

ほどの大きな精度の違いがあるのかということなのです。以上です。

○議長 はい、課長、答えますか。

○矢作課長 はい。

○議長 では、はい、課長どうぞ。

○矢作課長 それでは私の方からお答えをさせていただきます。高田委員のご意見のとおり、確かに第8期計画に関しましては、5,000人を対象として、約7割近くのご回答を頂きながら、最終的には地域ごとの特性として、住宅の状況や移動手段といった内容しか計画に掲載はされていないところでございます。実際には、第8期計画の中では、最も要介護リスクが高い地区や、日常生活動作が一番低下している地区、あるいは地区での活動が比較的活発であると見られる地域など、それぞれ5圏域ごとの分析をした結果がありましたが、冊子の方には掲載していないというところがございます。

先ほど担当者からも説明がありましたが、調査①の高齢者実態調査に関しましては、国としては日常生活圏域ごとに地域の抱える課題の特定を目的とするということでございます。久喜市も合併しているところがございますが、やはりそれぞれ地域の特性が残っている部分がございます。生活環境や、交通手段の事情など、地域でそれぞれの特色があるところがございますので、5圏域で、第8期計画ではそれぞれ実は特色がある内容が出ていたところもございましたが、十分反映されていなかったという実情がございます。

このようなことから、この度皆様方にこれからご審議いただきます第9期計画におきましては、国の方でも掲載されているように、あくまでも圏域ごとの課題というものが見られるような形で分析し、計画に掲載したいと考えています。

そのためには、やはり数としましては400件×5圏域、年齢階級3区分という形で、5,000人ということで実施したいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長 そうすると、今回の第9期については地域ごとをよく分析して、第8期まではもしかしたら計画に出ていなかったけれど、事業計画に生かしていきたいということでもよろしいのですか。

○矢作課長 コンサルタント会社もおりますので、極力案を練った上で、皆様方に審議会の中でご提案をさせていただきたいと思っております。

○議長 ということになると、第8期に比べて第9期は事業計画にこの調査の結果を、前よりも生かしていきたいという課長の今決意表明がありましたが、高田委員さん、よろしいですか。

○高田委員 分かりました。

○議長 ありがとうございます。

○高田委員 出てきた結果について、見させていただきます。

○議長 ということで、事業計画には第8期以上にですね、第8期も生かしたとは思いますが、さらに第8期以上に5圏域の計画として違いが分かるような事業計画を第9期は作成してください。よろしくお願いたします。

資料3-1について、他の方ご質問は、はい、小山委員さん、どうぞ。

- 小山委員 質問ではないのですが、今、とても興味深い質問をしていただいたのだなと思って拝聴していました。日常生活圏域の中には各圏域ごとに地域包括支援センターというところがあって、この地域の課題というものをおそらく捉えていらっしゃるのだと思うのです。

ですので、このセンターの活動というのがこの介護予防日常生活支援総合事業というものも展開されているかと思えますので、こういう事業に生かしていただくということを私はお願いしたいということと、それから、地域包括支援センターの職員さんたちにもぜひご意見を聞いていただいて、事業に生かしていただけるといいと思いました。貴重なご意見いただきありがとうございます。

- 議長 ありがとうございます。事務局へのご提言という形でよろしいですか。はい、ではそういう形で地域包括支援センターともよく連絡を取って、意見を聞いてほしいということでございました。よろしくをお願いします。

いったんここで締めて次に移って、資料3-1については以上にいたします。それから、資料がいっぱいありますので次からは資料3-2、3、4、5、6、7これについて事務局から説明があったわけですが、順番順不同で質問の方どうぞよろしくをお願いします。

資料3-2から3-7についてご質問をお願いします。はい、どうぞ。

- 茂田委員 3-5でお願いしたいのですが、この中に入っていない介護保険施設の調査について、施設調査について入っていないのですが、携帯電話について何も書いていないのですけれど、介護施設で携帯を使いたいという方が結構おられるのです。

介護施設に携帯などを持っていけるのかどうか、ちょっとそれは分からないのですが、携帯は最近皆さん持っていますし、ご家族とのつながりというのですか。それをとても大切にしていいらっしゃる方がいるので、携帯などが持てないのであれば、持っているような状況にさせていただいたらありがたいと思っています。その携帯について、調査があったらいいと思ったのですが、アンケート中に入らないので質問させていただきました。よろしくをお願いします。

- 議長 はい、事務局をお願いします。

- 門井主幹 はい、携帯電話を施設でお使いいただいたらいいのではないかとのご質問かと思うのですが、その施設の方で一定のルールがあるかと思えます。それに従ってというところがあるかと思えますし、あともう1点大変申し訳ございませんが、前回9月に資料をお送りしましてご意見を頂きたいというところで、今回大きな修正がなければ、この本日の案で承認いただきたいというところがございますので、貴重なご意見でございますが次回の検討事項とさせていただきます。

- 議長 よろしいですか。はい、ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ、本田さん。

- 本田委員 資料3-4と資料3-5についてです。3-4の場合は署名欄も付いているの

と、資料3-5は施設等入所者調査ということで、あえてその紙の調査のみになっているのですが、ウェブブラウザを使わない理由を教えてください。

○門井主幹 はい。資料3-4と3-5についてでございますが、まず資料3-4要介護認定者調査、こちらにつきましては国の必須の調査でございます、この署名を頂く欄がある理由なのですけれども、市で持っております介護認定のデータと結び付けるという目的がございます。そのために署名を頂いて、市が持っているデータと結び付けることについて同意を頂きたいというところで、署名欄がございます。

その結び付ける理由としましては、例えばあなたの要介護度はいくつですかというのは市でデータを持っていますので、市で分かっていることを聞く必要がないので設問数を減らすためにこのようなやり方を取らせていただいております。また、3-4、3-5につきましては、介護の認定を受けている方に対する調査でございます、なかなかスマートフォンですとかパソコン上での回答も難しいのではないかとこのところがございまして、この2つにつきましてはウェブでの回答の対象外とさせていただいております。以上でございます。

○議長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○本田委員 そうですね、ありがとうございます。私の意見といたしましては、例えば要介護認定者調査に署名というのが、結構、高齢者は署名すること自体が大変だと思いますので、例えば同意しますをクリックをするとか、そういった方がむしろご本人にとっては楽なアンケートになるのではないかとこの意見です。

あと、入所者等の調査につきましても、ご本人が実際にこちらのアンケートに記入されるのかということを見ますと、むしろ施設の職員が記入するに当たって、その記載自体が大変な事務になってくるのではないかと。むしろそこで、こちらこそウェブの方が無難ではないかというのが私の意見です。

○議長 はい。というご意見ですが、事務局、何かありますか。

○門井主幹 はい。実情といいますか、貴重なご意見ありがとうございます。3-5で介護施設等入所者調査につきましては、確かに私としましてもご本人の回答ではなくて、施設の方にお手伝いしていただきながら回答を頂くのかなと思っておりました。そのことについては、今後になります各事業所様の方をお願いをするという予定ではおりましたが、今頂いたご意見は、お手伝いするのであればウェブでの回答の方が負担が少ないということかと思っておりますので、次回になってしまっ申し訳ございませんが、そういうやり方についても検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。はい、他に、どうぞ、茨木委員さん。

○茨木委員 私、勘違いしていればそれでもいいのですけれど、先ほどの携帯の件とかそういうご質問をお聞きして思ったのは、この調査票というのは今後変更する気持ちはないと、もうこの提出された資料はそのまま調査を実施したいので、手を入れたくないという腹づもりがあるのですか。柔軟にこれからでも変

更は可能ですと、そういう柔軟な対応の仕方がこの会議ではないのですか。

そのために事前に調査、同じものを配付、郵送されてきて見てくださいよと、今回同じ資料、この間郵送されてきたのですけれど、それが最終版であって、もう質問その他受け付けませんというスタンスでいらっしゃるのですか。どうもそれが強く感じられてならないのですけれど、そういう会議ではないような気がするのです。上から目線ではなくてやはりボトムアップを大事にしないと、硬直したそういう質問のあり方になってしまう。ですから、第8期が不十分だったから第9期、次と言ったら7年後でしょう。間に合わないですよ。今できることをやはり、柔軟に改善できるものは改善してほしいと思います。お願いします。

○議長 事務局、コメントありますか。

○矢作課長 貴重なご意見ありがとうございます。確かに皆様方に事前に資料の方をお示しさせていただいておりましたが、この場でやはり、その時は思い付かない部分も、この会議の場で皆様方のそれぞれのご意見を伺いながら、この部分も聞いてみよう、この部分も改定した方がいいかなという部分も多々あるかと思えます。それにつきましては、決して門戸を閉ざしているわけではありませんので、ご意見としてお聞きいたします。ただ、実際に国から示されている部分につきましては勘案しながら、また、先ほどの携帯電話関係につきましても、それぞれの事業所での取り決め等々ございますので、なかなかこの設問を入れるのが、ふさわしいかどうかという部分も、先ほどは少し難しいというような発言をさせていただきましたが、内部で確認をさせていただくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございました。という基本的な考え方らしいですが、よろしいですか。茨木さん、何かありますか、さらにまだ。

○茨木委員 国で判例というか事例というか、このような調査がありますから、各自治体でもそれに沿った形で調査項目を作成してくださいということであれば、やはり自由度がないので硬直してしまって、我々地域の人間が入る余地がないのかと、あるラインはもう決まってしまっている。国からのお示した範囲外はちょっと受けられませんと、でも、常識的に考えて受け入れてもいいのではないかという、余白があってもいいのではないかと思うのです。そういう弾力的なものがなかったら調査のための調査であって、その後の先ほど高田さんがおっしゃったように、この分析したものがどうやって反映されていくのか、評価していくのか。

それもやはり不十分で、多分終わってしまうのではないかと。膨大な経費や予算を行使するわけですから、やはりそのあたりをうまく運用していくとか、そんなことをやはりお話を聞いて強く感じます。

承認をお願いしたいという気持ちは分かるのだけれども、果たしてそれでいいのかということをおは訴えたいと思います。決して難しいものではないのではないかと、外れたから駄目というのではなくて、外れても価値があるものはそのものを共有していく必要があるのではないですか。

○議長 はい、ありがとうございました。茨木委員さんから今、余白ぐらいあってもいいのかと、これで最後ではなくて、今回アンケートのための会議なのですよ。計画は来年度本格化するのですけれども、そういう点も踏まえて事務局が今度日程ですね。作業日程、最終ゴールはもう議会出すのだから分かっているのですから、その余白を入れながら来年の本体の計画案については事業を進めていく、この会議の上も進めていく。その方が皆さんの、市民代表の方のご意見も生かすような会議運営を今後していく、計画づくりをしていくという形でお願いできますでしょうか、事務局の方に。そういう形で茨木さん、いいですか。

また、今回はアンケートで入口の入口なので、来年は計画なので回数ももっと増えるのです。事務局が大変なのは分かるのですけれども、少し余白を残しておいていただきたい。確かに今回も10月7日までに質問・疑問のある方はメールをくださいというのはあったのですが、しかし皆さんお忙しいですから、一堂に会して誰かの意見を聞くと、私も質問したいというのが出てくるのは、これは仕方がないので、みんなメールで終わってしまえば集まることはないのですが、事務局が大変なのは分かるのですが、余白をちょっと入れておいていただきたい。来年がいよいよ正念場でございますので、計画をじっくり練っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

これについて他にございますか。資料3-2、3、4、5、6、7、これについてのご質問、よろしいですか。はい、どうぞ、広瀬さん。

○広瀬委員 貴重なご意見がたくさん出ましたが、やはりお金と時間をかけて一生懸命このアンケートをまとめるのも大変かと思えますけれども、それを反映させて、やはり少しでもよくならなければ、私ども、私などはもう後期高齢者でありますので、よくならないかなと思います。

ですから、この3-5のところなどに、最後の問27に、介護保険制度や高齢者福祉について、本市へのご意見ご要望等がございましたらご自由にご記入くださいという欄がありますので、ここに思い切り書けるような文言というか、ご意見をお書きいただきたいということもここに付け加えたらと思います。こういう意見も大事かなと思いますので、他にこの丸だけ付けているだけではなくて、やはり意見としてここに書けるように、項目にありますので。遠慮なく書けるように、この調査票を渡す文面のところに書いてあればいいかなと思います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ご要望という形でよろしいですか。

○広瀬委員 はい。

○議長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。それでは議事(3)は本協議会の承認を頂きたい事項ということでございます。高齢者実態調査アンケートについて、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

<委員了承>

はい。ありがとうございます。それでは、議事(3)は以上でございます。

続きまして次の議事に移りたいと思います。議事（４）令和４年度介護予防支援業務委託事業所について、事務局から説明をお願いします。

○加納補佐 では、令和４年度介護予防支援業務委託事業所についてのご説明をさせていただきます。《資料４に基づき説明》

○議長 ありがとうございます。事務局から只今説明がございました。これについてのご質問ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか、なしということで、はい、ありがとうございます。

議事の（４）は本協議会の承認を頂きたいということでございます。令和４年度介護予防支援業務委託事業所について、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

<委員了承>

はい、ありがとうございます。それでは議事（４）は以上でございます。先ほどの議事（１）と議事（２）で茨木委員から質問がございました。それについて事務局の方で考えがまとまりましたらコメント、説明をお願いします。

○佐藤係長 はい。まず１点目としまして、確認事項に法令根拠を示してはいかがかというご質問ですが、地域密着型サービスにつきましては、介護保険法の中で、サービス事業の人員・設備及び運営に関する基準を厚生労働省令において示しておりますので、それが分かるように次回から根拠法令を書くようにしてまいりたいと思います。

もう１点です。勤務状況の確認につきまして、１カ月で久喜市は確認しておりますけれども、特にこちらにつきましては何カ月分出すという基準はありません。法令上は、いつでも市から求められた場合は勤務状況などを市に出さなければならないということで定められておりますけれども、久喜市におきましては指定した後、基本的には地域密着型サービスは６年間の指定になりますけれども、６年間の間に２回、市の監査が入るような形を取っておりますので、そこでより詳しく調べております。

ただ、ご指摘の点、基準が１カ月というのがあるわけではないので、こちらにつきましては、内部でも検討させていただきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。よろしいですか。

○茨木委員 はい。

○議長 はい、ありがとうございます。これで本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○矢作課長 はい、ありがとうございました。続きまして、次第４のその他でございます。事務局より２点ほどお伝えさせていただきたいと存じます。

まず１点目は、当日配付をさせていただきました４その他資料につきまして、門井主幹から説明をさせていただきます。

○門井主幹 では着座にて失礼いたします。当日配付資料４その他資料によりまして、介護保険に関連します最近の国の動きについて情報提供ということでお話

しさせていただきます。《資料4その他に基づき説明》

○矢作課長 続きまして、2点目ということで次回の会議につきまして佐藤係長から説明させていただきます。

○佐藤係長 次回、第4回目の会議は令和5年2月17日の金曜日、本と同じく鷺宮総合支所の4階407・408会議室を予定しております。よろしくお願いいたします。

○矢作課長 はい。ありがとうございました。それでは本日予定をしておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、木伏副会長よりごあいさつを頂きたいと存じます。木伏副会長よろしくお願いいたします。

○副会長 《副会長あいさつ》

○高田委員 すみません、次回の会議は何時からですか。

○矢作課長 次回の会議は本と同じく13時15分からとなります。

○広瀬委員 2月ですか。

○矢作課長 はい、2月17日金曜日になります。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして令和4年度第3回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年11月17日

議長.....秋本 政信.....

議事録署名人.....小林 真樹.....

議事録署名人.....増田 典子.....